

函館市監査公表第33号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年9月3日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

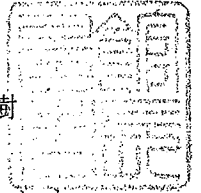
函 福 管

平成30年 8月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成29年7月25日～平成30年2月26日	講評日	平成30年3月8日
調査対象事項名	本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について		
指摘事項, <u>意見・要望事項</u>			
事故報告書を作成し、部内回付しているが、総務部への報告がなされていないものがあった。要綱に則った適正な事務の執行を図られたい。			
措置内容, 対応・考え方等			
今後、事故が発生した際には、総務部への報告を行うとともに、要綱に則り適正な事務の執行に努めてまいります。			

函 福 管

平成 3.0 年 8 月 1 3 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ 行政監査 ）		
監査等実施期間	平成29年7月25日～平成30年2月26日	講評日	平成30年3月8日
調査対象事項名	本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について		
	指摘事項, 意見・要望事項		
	5 台以上の車両を保有していながら、安全運転管理者が未選任の施設があり、早急に是正するよう指摘する。		
	措置内容, 対応・考え方等		
	5 台以上の車両を保有しながら、安全運転管理者が未選任となっていた湯川支所内の湯川福祉課、亀田支所内の亀田福祉課の両課について、平成30年度から、それぞれの課長を安全運転管理者に選任したところです。運転者の運転知識・技能の把握および指導、異常気象時等の安全確保等、安全運転管理者の業務を適切に努めてまいります。		